

健康マネジメント協会 会員 各位

このメールは、国土交通省の公開情報を元に作成し、会員の皆様に配信しています。交通事故防止の取り組みにご活用ください。

★国交省公開情報(R1.7.12 第 512 号より)

●貸切バスの運送引受書の手数料記載

貸切バス事業者が旅行者に対しあっせん手数料等を支払うことで、適正な運賃を収受できなくなる場合の対策として、8月1日以降に交付する運送引受書については、支払う手数料等の額を記載することが義務付けられます。

手数料等により貸切バス事業者の安全コストが阻害されている場合は、運賃の割戻し違反として、貸切バス事業者・旅行者ともに行政処分の対象となります。

手数料等を支払う場合は、安全コストを踏まえた金額となるようにしましょう。

運送引受書の様式や記載事項についてはこちら

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000092.html